

⑦ 野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、一部例外を除き法律で禁止されています。

「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、少量であってもごみは集積所に出すなど適正に処分しましょう。

また、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却については例外とされていますが、煙の量や風向きによって、近隣とのトラブルが増えているほか、野焼きが原因と考えられる火災も発生しています。周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮してください。

- ・火を付けたら火元から離れない
- ・強風時は避け、風向き、時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる
- ・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

問 環境保全課（内線 125） 笠間支所地域課（内線 72115） 岩間支所地域課（内線 73115）

⑧ 道路へ張り出している枝などの剪定をお願いします

樹木の枝や生垣、雑草が道路上に張り出したり覆い被さったりすると、通行の妨げになるだけでなく、道路標識やカーブミラー等が見えにくくなり交通事故の原因にもなりかねません。また、強風や大雨により樹木が倒れ、道路を寸断するなどの影響が考えられます。

このような事例が原因で事故が発生した場合には、樹木等の所有者に責任が問われる場合がありますので、定期的な枝等の「せん定・刈り込み」をお願いします。

- ・民法第 717 条 土地の工作物(竹木)の占有者および所有者の責任
- ・道路法第 43 条 道路に関する禁止行為

交通事故等を未然に防止し、安全かつ安心な道路環境の保全にご協力をお願いします。

作業時の注意事項

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に最寄りの東京電力またはNTTに連絡してください。
2. 作業にあたっては、通行する車両・自転車および歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。
3. 道路交通を止めて作業をする場合は、笠間警察署へ道路交通法に基づく手続きが必要になりますので事前にご相談ください。

問 【県道および国道355号に関すること】 茨城県水戸土木事務所道路管理課 TEL 029-225-4061
【市道に関すること】 管理課(内線 580)

⑨ 農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します

7月から8月にかけて、農地法第30条に基づき市内すべての農地を対象に農地利用状況調査を実施します。この調査は、荒廃農地やその恐れのある農地、無断転用などの発生防止・解消を目的に調査するものです。

調査にあたり、農業委員および農地利用最適化推進委員が皆さんの所有地に立ち入ることやお話を伺うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、これから夏にかけて雑草が生い繁る季節となります。管理がされていない遊休農地は、不法投棄や病害虫の発生、有害鳥獣の隠れ場所になるなど、近隣の農地や住民に大変な迷惑がかかる可能性がありますので、耕起、草刈等の適切な管理をお願いします。

問 農業委員会事務局(内線 73141)